

秘密保持覚書（案）

国立大学法人岡山大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、乙が岡山大学特定認定再生医療等委員会に審査等業務を行わせるための契約の実施の可能性について検討を進める（以下「本件目的」という。）に当たり、甲・乙双方が相手方に開示する秘密情報の取扱いに関して、以下のとおり覚書(以下「本覚書」という。)を締結する。

（秘密情報）

第1条 本覚書において使用する「秘密情報」とは、甲及び乙がお互いに相手方から本覚書により開示された、公然と知られていない、あらゆる情報及びデータのことを指し、これには技術、開発に関する情報のみならず、本件目的の遂行に関する情報、事業、運営などに関わる情報及びコンピュータのプログラム技術に関する情報を含む。秘密情報には、以上の情報が含まれ、開示されている、電子媒体及び書類を含む、あらゆる種類の記録媒体（以下「記録媒体」という。）自体も含まれる。

2 秘密情報が記録媒体に記録されて開示される場合には、当該記録媒体に秘密である旨を表示しなければならない。秘密情報が口頭又は視覚的方法により開示される場合には、開示に際し秘密である旨明示され、開示後30日以内に当該秘密情報の内容を書面で相手方に対して通知しなければならない。

3 次の各号に該当する情報は、前項に基づき定義された秘密情報には含まないものとする。

- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを文書で証明できる情報
- 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- 三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
- 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

（秘密保持義務）

第2条 甲及び乙は、秘密情報を本件目的のみに使用し、本件目的の遂行に携わる限定された自己の従業員・教員・職員・役員以外に開示・漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、秘密情報について、自己の秘密情報と同程度の注意義務をもって厳重に管理するものとする。

3 甲及び乙は、本件目的に必要な範囲を超えて、秘密情報を相手方の事前の文書による承諾なしに複製してはならない。

（法令に基づく開示命令の場合の特例）

第3条 甲又は乙は、秘密情報につき、裁判所または行政機関から法令に基づき開示を命じられた場合は、当該裁判所または行政機関に対して当該秘密情報を開示することができる。開示を命じられた者は、当該開示に先立ち、相手方に対して、開示を命じられた旨を通知し、可能な限り相手方の秘密情報の保護に努めるものとする。

(情報・資料の返却等)

第4条 甲及び乙は、その使用目的が終了したとき、相手方から要求があったとき、又は本件目的が終了したときは、相手方の選択に従い、直ちに秘密情報（複製物も含む）を相手方に返却し、または自己の責任において記録媒体を破棄もしくは消去しなければならない。

(表明保証・瑕疵担保責任)

第5条 甲及び乙は、秘密情報の開示に際し、当該秘密情報の開示につき、必要な権限、権利及び能力を有すること、並びに本覚書に基づく秘密情報の開示が適法であり、第三者との契約違反を構成しないことを表明し、保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対し、開示される秘密情報に何らかの誤り又は瑕疵があった場合でも、瑕疵担保責任を含む一切の責任を負わないものとし、秘密情報の内容及びその使用について、本条1項に規定するほか一切の明示または黙示の保証をしないものとする。

(実施権の不許諾)

第6条 甲及び乙は、本覚書のもとでの秘密情報の開示が、受領者に対する開示者の特許、実用新案、著作権、ノウハウその他の知的財産権の譲渡又は実施権の許諾を伴うものではないことを確認する。

(知的財産権)

第7条 甲又は乙は、相手方から開示された秘密情報に基づいて発明、考案、意匠、植物品種、データベースの著作物、プログラムの著作物、半導体集積回路の回路配置、及びノウハウの創作を行うことが、本件目的に含まれていないことを相互に確認する。もし、甲又は乙が、相手方から開示された秘密情報にもとづき、またはこれが存在しなかったらなしえなかった、発明や開発などを行った場合には、直ちに相手方に対し通知するものとし、権利の帰属、取扱い等について別途協議の上、決定するものとする。

(損害賠償)

第8条 甲又は乙は、相手方が本覚書に違反したことにより損害を被った場合には、相手方に対し当該損害の賠償を請求することができる。この場合、賠償されるべき損害には、損害を補填するに要する費用（合理的な弁護士費用を含む。）を含むものとする。

(覚書の有効期間)

第9条 本覚書は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から効力を有するものとし、本件目的が終了したときに終了するものとする。ただし、甲及び乙は、当該期間満了前に協議の上、本覚書の有効期間を変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第2条及び第5条1項の規定は、本覚書終了後3年間、第7条第2文及び第8条の規定は、本件目的終了後もなお、5年間有効に存続するものとする。

(譲渡禁止)

第10条 本覚書に係る地位及び権利義務は、相手方の事前の書面による同意のない限り、第三者に対して譲渡してはならない。

(協議)

第11条 本覚書に定めのない事項及びに本覚書の条項に関し疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、互譲協議の精神をもってその解決にあたるものとする。甲及び乙は、本覚書に関する一切の紛争のうち、協議の上解決できないものについては、岡山地方裁判所を第1審の専属管轄とすることに合意する。

本覚書締結の証として、覚書正本2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 〒700-8558 岡山市北区鹿田町 2-5-1

岡山大学大学院医歯薬学総合研究科

研究科長 那須 保友

印

岡山大学病院

病院長 槇野 博史

印

(乙) [住所]

〇〇〇〇〇〇

[氏名]

印